

「観光みやざき創生塾」運営業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

本県が観光客に選ばれる観光地となるよう、本県ならではの魅力的な観光地域づくりを牽引する人財を育成するために、県内外から観光地づくりの実践者などを講師とした「観光みやざき創生塾」（以下「創生塾」という。）を平成28年度から実施している。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により県内の観光業が大きな影響を受ける中、旅行先での安全安心のニーズやデジタルマーケティングの重要性が一層高まるなど、観光業を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした状況を踏まえ、県内観光関連事業者が観光誘客・観光地域づくりに関する基礎知識をはじめ、「ウィズコロナ」「アフターコロナ」を見据えた事業展開に必要な手法の習得を効率的かつ効果的に行うため、インターネットを利用したオンラインでの創生塾を実施する。

2 業務の名称

「観光みやざき創生塾」運営業務

3 業務の内容

別紙仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日（水）まで

5 委託の上限額

6,022,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 企画内容の履行までに要する全ての経費を含む。

6 委託料の支払い

精算払いとする。

7 委託先の選定

企画提案競技を実施し、書類審査の上、委託先を選定する。

8 企画提案競技参加資格

参加者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 法令違反等による処分が継続していない者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律

第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす。

- (4) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあつては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。
- (9) 本業務の実施について、県の求めに応じ即座に対応できる体制を整えている者。

9 企画提案競技実施の方法

宮崎県庁ホームページにより告知

10 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| (1) 公告 | 令和2年10月13日（火） |
| (2) 企画提案競技参加申込受付期限 | 令和2年10月19日（月）午後5時 |
| (3) 質問書受付期限 | 令和2年10月21日（水）午後5時 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和2年10月26日（月）午後5時 |
| (5) 審査結果通知 | 令和2年10月30日（金）予定 |

11 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、次のとおり参加申込を行うこと。

ア 提出場所

本要領18の場所

イ 提出期限

令和2年10月19日（月）午後5時まで（必着）

（郵送の場合も必着とする。）

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メール

エ 提出書類

- ① 企画提案競技参加申込書（様式第1号）

② 代理人を選定した場合は、委任状（様式第2号）

オ その他

① 電子メールで参加申込書及び委任状を送付した者は、企画提案書提出時に、提出書類の原本を提出すること。

② 郵送又は電子メールにより参加申込書を受け付けた場合には、宮崎県観光推進課から電話で確認の連絡を行うので、申込み日翌日（土曜日及び日曜日を除く。）までに連絡が無い場合には、問い合わせること。

なお、提出期限である10月19日に持参以外の方法で参加申込書を提出した者は、当日の午後5時までに本要領18の問合せ先に電話で提出状況の確認を行うこと。

③ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第3号）を持参又は郵送により提出すること。また、企画提案書が提出期限（10月26日）までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

④ 電子メールで送付するデータの形式は、PDFとする。

（2）質問及び回答

ア 質問の提出方法

本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式第4号）を提出すること。

① 提出方法は、本要領18の問合せ先へFAX又は電子メールにて行うこと。

② 件名は、「「観光みやざき創生塾」運営業務に係る質問」とする。

イ 受付期限

令和2年10月21日（水）午後5時まで（必着）

ウ 回答

原則として、質問者に対し、質問受付日の翌日から起算して3日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に回答するものとする。ただし、仕様書等の変更に係る回答については、参加申込書を提出した全ての者に行うものとする。

（3）企画提案書の提出

ア 応募する企画書は1案に限る。

イ 提出書類

下記①から⑩を1セットとし、これを企画書と呼ぶ。

① 企画提案競技申請書（様式第5号）

② 会社概要（様式第6号）

③ 企画提案書（様式任意）

詳細については本要領「12 企画提案書について」を参照。

・業務実施方針

・業務フロー図

・業務実施計画案

・上記業務の実施体制

④ 「観光みやざき創生塾」運営業務に係る見積書

（ア）見積書の様式は任意だが、仕様書「3 委託業務内容」を踏まえて、項目

毎に積算内容を明記すること。

(イ) 見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること。

(ウ) 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

- ⑤ 業務実績
- ⑥ 既存のもの及び過去5年以内の国又は地方公共団体との契約実績
- ⑦ 暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書（様式第7号）
- ⑧ 県税に未納がないことの証明書
- ⑨ 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第8号）
- ⑩ 決算書（直近三期分）

ウ 提出期限

- ① 提出期限

令和2年10月26日（月）午後5時まで（必着）

- ② 提出場所

本要領18の場所

- ③ 提出方法

持参又は郵送とする。

郵送の際は、書留郵便又はそれと同等の手段によること。

エ 作成にあたっての留意点

- ① 企画書はA4判（やむを得ない箇所はA3折りたたみでも可）で概ね10ページ程度とし、提出部数は10部（正本1部、副本9部とし、正本には押印すること。）とする。パンフレット類等の添付資料も10部準備し、別綴りとする。
- ② 企画内容は審査基準書に従い、わかりやすい表現で記述すること。なお、審査基準書に記載されていないアイデア等はその旨がわかるよう工夫すること。
- ③ 本業務を実施するに当たり、県職員に求める作業及び資料等についても記載すること。
- ④ 応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。
なお、企画提案の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

1.2 企画提案書について

業務実施計画案には、下記の事項について必ず記載すること

- (1) 受講者の募集・運営方法
- (2) 提供される講座名や講座内容

1.3 企画提案の無効

次のいずれかに該当する者の企画提案は、無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき
- (2) 参加申込書又は企画提案書に虚偽の記載をした者

- (3) 2件以上の企画提案をした者
- (4) 提出期限までに参加申込書を提出しなかった者
- (5) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった者
- (6) 企画提案書及び見積書について、金額、氏名、印影又は重要な文字の誤脱した又は不明な提案をした者
- (7) その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき。

1.4 審査

書類審査による企画提案競技方式とし、提出された企画書について次のとおり審査を行い、最も優れた提案を選定する。

- (1) 書類審査は、県職員等で構成する審査委員会で行う。
- (2) 審査基準は、「観光みやざき創生塾」運營業務委託審査基準表による。
- (3) 審査委員会において、提出された企画書と審査員による審査結果を総合的に判断し、本業務の候補者を決定する。

1.5 選定結果の通知

選定結果は、企画提案競技参加者に対し、電子メール及び書面により通知する。

1.6 契約

上記の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。

なお、候補者との間での協議が合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行う。

契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

1.7 その他

- (1) 本業務の企画提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者から提出された書類は返却しない。
なお、宮崎県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 本企画提案競技の参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。
- (4) 見積額については宮崎県と最優秀提案者で協議の上、協議が整った場合に再度見積書を求める。
- (5) この要領に定めのない事項については、宮崎県財務規則による。

18 事務を担当する部局（問合せ先）

宮崎県商工観光労働部観光経済交流局観光推進課（担当 田口）

〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1

電話 0985-26-7103

FAX 0985-26-7327

メール taguchi-mai@pref.miyazaki.lg.jp